

# 令和6年度 部活動全体計画

さくら市立氏家中学校

## 1 ねらい

- 個性の伸長
- 望ましい人間関係の育成
- 自主的・自発的な態度の育成
- 生涯学習の基礎の育成
- 体力の向上と健康の保持増進(体育部活動)

## 2 実施上の留意点

- (1) 本校の部活動の方針は、「さくら市 部活動の在り方に関する方針」(令和2年5月)に基づいて作成する。
- (2) 運営に当たっては、生徒の健康・安全に対する意識を高めるとともに、施設・設備の安全面にも細心の注意を払い、登下校等での交通事故防止や活動中の事故防止等に努める。
- (3) 指導に当たっては、生徒の健康・安全に配慮し、生徒一人一人の能力や適性に応じた指導を心掛ける。また、過密的なスケジュールでの練習や大会参加等にならないように、健康・安全に配慮したゆとりある計画で実施する。
- (4) 部活動で学んだことを、普段の生活(学校や家庭)に生かせるように意識付ける。

## 3 部活動

部名	性別	活動場所
① 陸上	男女	校庭 (大会議室)
② テニス	男	テニスコート (2-9)
③ テニス	女	テニスコート (3-5)
④ 野球	男女	校庭 (2-3)
⑤ サッカー	男女	サッカー場 (第4理科室)
⑥ 水泳	男女	プール (プール棟)
⑦ 剣道	男女	格技場 (第5理科室)
⑧ 柔道	男女	格技場 (会議室)
⑨ 卓球	男	体育館 (2-1)
⑩ 卓球	女	体育館 (2-5)
⑪ 弓道	男女	弓道場 (3-3)
⑫ バスケット	男	体育館 (1-4)
⑬ バスケット	女	体育館 (3-1 1)
⑭ バレー	男	体育館 (木工室)
⑮ バレー	女	体育館 (3-4)
⑯ ソフト	女	校庭 (3-7)
⑰ 体操	男女	体育館 (1-7)
(特設)		
駅伝	男女	

## ○ 文化部活動

部名	性別	活動場所
① 吹奏楽	男女	音楽室1
② 合唱	男女	音楽室2
③ 美術	男女	美術室1
④ 報道	男女	放送室
⑤ 書道	男女	あすなろ
⑥ 手芸	男女	被服室
⑦ 科 学	男女	第1理科室

## 4 部活動開始時刻及び終了時刻・下校時刻

### (1) 朝の活動

- ・朝の活動は行わない(特設の部活動は除く)。

### (2) 放課後の活動

- ・帰りの会終了後、直ちに活動を開始する。
- ・放課後の活動時間は、活動の効率を考慮し、平日は、2時間程度とする。
- ・部活動終了時刻と完全下校時刻は、開始時刻や日没、天候によるが、以下を基準とする。

《部活動開始時刻及び終了時刻・下校時刻》

月	終了	下校	月	終了	下校
4月前半	17:45	18:00	11月	16:30	16:45
後半	18:00	18:15	12月	16:30	16:45
5月～7月	18:00	18:15	1月前半	16:30	16:45
8月後半	17:45	18:00	後半	16:45	17:00

9月前半	17:30	17:45	2月前半	16:45	17:00
後半	17:15	17:30	後半	17:00	17:15
10月前半	17:15	17:30	3月前半	17:15	17:30
後半	16:30	16:45	後半	17:30	17:45

※ 1年生は、4月は17:30終了、17:45下校完了とする。

※ 長期休業中の時間は、休業中の練習時間に従う。

#### 5 入部・退部・転部について

- (1) 入部・転部・退部については、学級担任や顧問と十分に相談して決める。
- (2) 入部・転部・退部については、所定の用紙に必要事項を記入し、学級担任(→顧問)に提出する。
- (3) 1年生は、見学・体験期間(17:15終了、17:30下校)を設け、入部届を担任に提出する。  
2・3年生は、継続届を担任に提出する。
- (4) 部員勧誘ポスターについては、顧問の許可を得て、東西昇降口付近に各1枚まで、及び1学年フロア壁面に2枚までの掲示を許可する。

#### 6 土曜・日曜、祝祭日の活動

- (1) 大会・強化練習会・練習試合・講師を招いての練習以外は、午前か午後かのいずれかにし、活動時間は、以下を基準とする。  
・午前は、8:30~11:30 ・午後は、13:00~16:00
- (2) 第1・3日曜日は、原則として部活動は行わない。

#### 7 休養日について

- (1) 学期中は、週に2日以上以上の休養日を設けることとする(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は、少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を月曜日又は火曜日に振り替える)。
- (2) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。また、学校の閉庁期間は実施しない。
- (3) 大会前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意することにより、長時間連続して活動することがないようにする。

#### 8 部活動の中止について

- (1) 毎週水曜日
- (2) 中間・期末テストの3日前から中止とする。  
※大会が近い部については、「9部活動練習時間延長」に従い、活動を認める。
- (3) 先生方の職員会議・職員研修・気象状況・その他で中止せざるを得ないとき。
- (4) 終了時刻・下校完了時刻を守れなかったとき。
- (5) 規則等を繰り返し違反したと認められるとき。

#### 9 部活動練習時間延長

大会等が近い部で、活動時間を延長したい場合、その理由や時間・期間等を届け出ることによって、それが適切であると認める場合に、部活動時間の延長を認める。その場合には、「部活動練習時間 延長許可願」を係に提出するなどの手続きをとる。

#### 10 その他(規則と注意事項等)

- (1) 活動時間(部活動終了時刻、下校完了時刻)を守る。
- (2) 下校途中での買い食いはしない。
- (3) 学校で決められている服装(制服・体育着)か、部で許可された服装で活動する。
- (4) 部室・使用教室・用具等はいつも整理し、顧問は鍵の管理を徹底する。
- (5) 金銭や貴重品など、活動に必要な物は持ってこない。持ってきた場合は顧問に預ける。
- (6) 規則に違反した生徒、また著しい規範逸脱生徒には、大会出場を停止させることもあり得る。
- (7) 部活動顧問会議や部長会議を組織し、適時、開催する。そして、連携や規則の徹底を図る。
- (8) 大会やコンクール等に参加する場合は、学校長の許可を得る。
- (9) 各部活動の顧問は月の活動計画を作成し、提出する。活動計画が変更になった場合は、その都度係に申し出る。
- (10) 生徒・保護者に対して SNS を使用しての連絡はしない。必要な場合は学校メールを使用する。